

資 料

令和2年7月28日

「有事における指揮命令システムのあり方について」

1 政府の危機管理体制の充実強化

- 政府一体となった事態対処 ～ 内閣官房による総合調整
- 事務局体制の拡充・機能強化
 - 例) ・ NISC(内閣サイバーセキュリティセンター)
 - ・ 原子力規制庁、内閣府原子力防災担当

2 国と地方の役割分担の明確化

- 今回の事態対処を踏まえた法改正
 - 基本 ～ 政府対策本部(基本的対処方針)、緊急事態宣言
- 国と地方の共働(感染状況の迅速な情報共有が必要)

3 事前準備の徹底 ～ 法律、組織体制、予算、人材、訓練など

政府の危機管理体制

「危機管理」とは

危機管理

(内閣法第15条※)

国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ又は生じるおそれがある**緊急の事態への対処**及び**当該事態の発生**の防止をいう。
(国の防衛に関するものを除く。)

※内閣危機管理監の職務として規定されている。

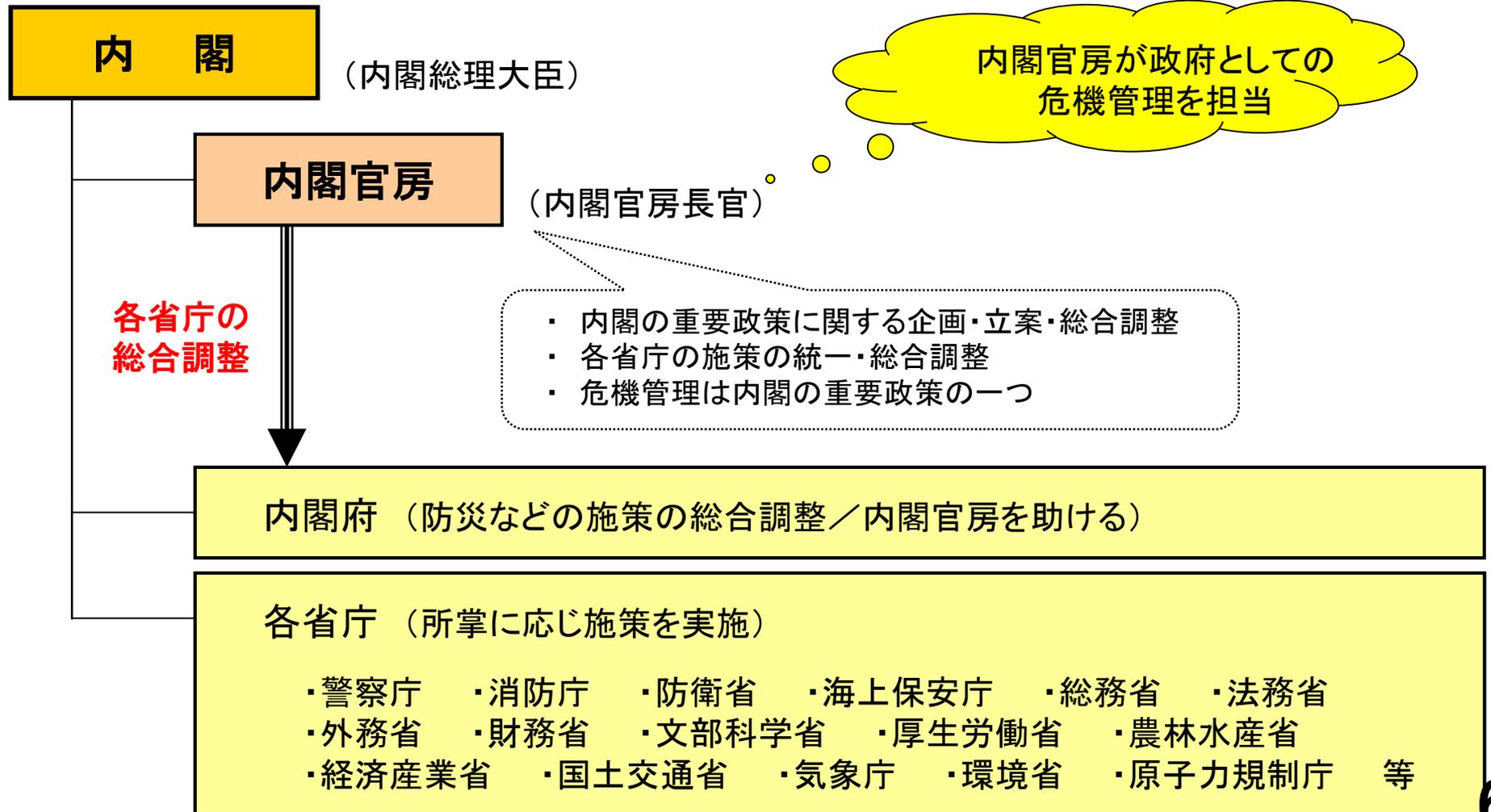
対応する緊急事態の主な分類

- 国民の生命、身体及び財産に深刻な影響を与えるおそれのある国家にとっての緊急事態としてどのようなものがあるかを想定し、あらゆる緊急事態に迅速かつ的確に対処。
- 危機には様々な態様があり、時代や社会状況、周辺の国際環境の変化に伴い、態様や発生の蓋然性は異なるが、概ね以下のとおり分類。

| | |
|---------|---------------------|
| 大規模自然災害 | 地震・津波災害 |
| | 風水害、火山災害等 |
| 重大事故 | 航空事故、海上事故、道路事故、鉄道事故 |
| | 危険物事故、大規模火災 |
| | 原子力災害 |
| 重大事件 | ハイジャック |
| | NBCテロ |
| | 重要施設テロ |
| | サイバーテロ |
| | 領海侵入・不法上陸、海賊、不審船 |
| 安全保障関連 | 武力攻撃事態等 |
| | 核実験、ミサイル発射 |
| その他 | 邦人退避 |
| | 大量避難民流入 |
| | 新型インフルエンザ |

我が国の行政機構における内閣官房の役割

- 内閣の下には、内閣総理大臣を直接に補佐・支援する機関として内閣官房、内閣官房を助ける機関として内閣府、行政事務を分担管理する各省庁が置かれている。
- 内閣官房には、内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画・立案、総合調整の権限が付与されており、内閣の重要政策の一つとして危機管理を担っている。



内閣の危機管理機能強化の経緯

- 平成7年1月 阪神・淡路大震災
- 平成7年3月 地下鉄サリン事件
- 平成8年12月 在ペルー日本国大使公邸占拠事件



【平成9年5月1日 行政改革会議中間整理】

内閣の危機管理機能の強化に関する意見集約

- 内閣官房に危機管理を専門的に担当する官房副長官に準ずるクラスの職をおくこと。
- 上記の職を補佐するための危機管理に関する事務体制を整備すること。



内閣危機管理監の設置

【平成10年4月1日】

新官邸危機管理センターの運用開始

【平成14年4月16日】

あらゆる緊急事態への政府の初動対処体制について閣議決定
(各種事案に対応する緊急参集チームを新たに構成) 【平成15年11月21日】

危機管理体制のポイント

○「内閣危機管理監」の制度

- ・ 緊急事態に対し内閣として必要な措置を第一次的に判断する責任主体を明確化
- ・ 初動措置について関係省庁と総合調整等を実施
(内閣危機管理監は各省庁の事務次官よりも上位の職。指揮系統を一元化)

○「緊急参集チーム(協議)」の制度

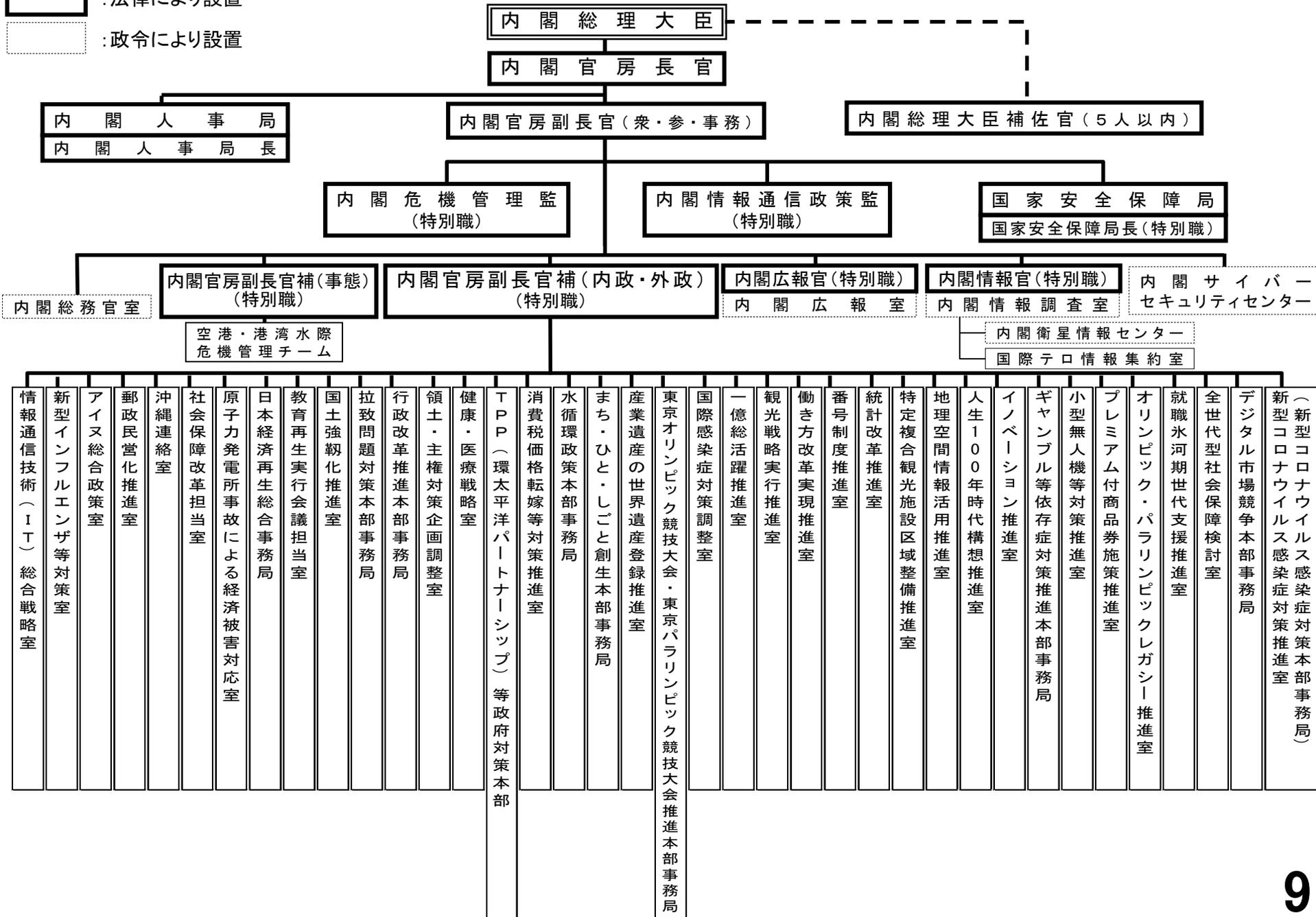
- ・ 関係省庁局長が一同に会し、情報収集・集約を通じて事態の共通認識を形成
- ・ 実務上の実質的な決定権者による迅速な意思決定を実現
(形式的・儀式的な協議ではなく、複数省庁に跨る調整案件や対応方針決定等に対応)

○即応体制の確保

- ・ 内閣危機管理監(さらには、総理・官房長官等)の迅速・的確な判断を支えるため、事態の把握、被害情報の収集・集約、報告、関係省庁との諸調整を至上命題とする事務体制を整備
- ・ 危機管理宿舎の整備による24時間体制の確保

内閣官房機構図(令和2年3月31日現在)

:法律により設置
 :政令により設置



新型コロナウイルス等対策特別措置法における国と地方との関係

ポイント

- ・国が全体方針を示し、都道府県が地域の実情に応じて各種措置を実施。
- ・新型コロナウイルス等対策は、広範かつ大規模に行われることが想定されることから、広域的調整の必要性の観点から国・県に総合調整に加え、指示の権限が留保されている。

国

政府対策本部の設置（§15）

第15条 内閣総理大臣は、（中略）閣議にかけて、臨時に内閣に新型コロナウイルス等対策本部を設置するものとする。

基本的対処方針の策定（§18）

第18条 政府対策本部は、政府行動計画に基づき、新型コロナウイルス等への基本的な対処の方針を定めるものとする。

4 政府対策本部長は、基本的対処方針を定めようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合は、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときはこの限りでない。

総合調整権（§20①）

第20条第1項 政府対策本部長は、新型コロナウイルス等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、基本的対処方針に基づき、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長（中略）、都道府県の知事（中略）並びに指定公共機関に対し、指定行政機関、都道府県及び指定公共機関が実施する新型コロナウイルス等対策に関する総合調整を行うことができる。

都道府県

都道府県対策本部の設置（§22）

第22条（略）政府対策本部が設置されたときは、都道府県知事は、都道府県行動計画で定めるところにより、直ちに、都道府県対策本部を設置しなければならない。

対処方針に基づく対策の実施（§30④）

第30条第4項 地方公共団体は、新型コロナウイルス等が発生したときは、第十八条第一項に規定する基本的対処方針に基づき、自らその区域に係る新型コロナウイルス等対策を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する新型コロナウイルス等対策を総合的に推進する責務を有する。

総合調整権（§24①）

第24条第1項 都道府県知事は、当該都道府県の区域に係る新型コロナウイルス等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該都道府県及び関係市町村並びに関係指定都道府県の区域及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県対策本部の長は、特に必要があると認めるときは、指定行政機関及び指定公共機関が実施する新型コロナウイルス等対策に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、政府対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行わなければならない。

意見の申出（§20②）

第20条第2項（略）当該都道府県知事等及び指定公共機関は、当該都道府県又は指定公共機関が実施する新型コロナウイルス等対策に関して政府対策本部長が行う総合調整に関し、政府対策本部長に対して意見を申し出ることができる。

都道府県本部長の権限

強力な要請（§24⑨）等

第24条第9項 都道府県対策本部長は当該都道府県の区域に係る新型コロナウイルス等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型コロナウイルス等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

都道府県としての権限の実施（§45～59）

第49条 感染を防止するための協力要請等
2項： 施設の使用制限等の要請
3項： 回指示、4項： 公表）
第48条 臨時の医療施設等
第49条 土地等の利用 等

指示権（§33②）

第33条第2項 都道府県対策本部長は、新型コロナウイルス等緊急事態において、第二十四条第一項の総合調整に基づく所要の措置が実施されない場合であつて、当該都道府県の区域に係る新型コロナウイルス等対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係市町村長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をすることができる。

市町村

市町村対策本部の設置（§34）

第34条 新型コロナウイルス等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。

対処方針に基づく対策の実施（§30④）

第30条第4項 地方公共団体は、新型コロナウイルス等が発生したときは、第十八条第一項に規定する基本的対処方針に基づき、自らその区域に係る新型コロナウイルス等対策を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する新型コロナウイルス等対策を総合的に推進する責務を有する。

総合調整権（§36①）

第36条第1項 市町村対策本部長は、当該市町村の区域に係る新型コロナウイルス等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型コロナウイルス等緊急事態措置に関する総合調整を行うことができる。
2 市町村対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、都道府県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する新型コロナウイルス等対策に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、都道府県対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行わなければならない。

意見の申出（§24②）

第24条第2項（略）関係市町村の長その他の執行機関若しくは指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型コロナウイルス等対策に関して都道府県対策本部長が行う総合調整に関し、当該都道府県対策本部長に対して意見を申し出ることができる。

緊急事態措置

緊急事態宣言（§32①）

第32条 政府対策本部長は、新型コロナウイルス等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして法令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるときは、新型コロナウイルス等緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（「新型コロナウイルス等緊急事態宣言」）をし、（中略）国会に報告するものとする。

指示権（§33①）

第33条第1項 政府対策本部長は、新型コロナウイルス等緊急事態において、第二十条第一項の総合調整に基づく所要の措置が実施されない場合であつて、新型コロナウイルス等対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに第十九条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び並びに指定地方行政機関の職員、都道府県知事等並びに指定公共機関に対し、必要な指示をすることができる。（略）

市町村としての権限の実施（§46～59）

第46条 住民に対する予防接種
（※対象者及び期間は政府対策本部が定める。）等